

全面的国選付添人制度の実現を求める総会決議

第1 決議の趣旨

当会は国に対し、少年法を速やかに改正し、国選付添人制度対象事件を、少なくとも観護措置決定を受け少年鑑別所に送致された少年の事件全件に拡大するよう強く求める。

第2 決議の理由

- 1 少年法は「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行なう」ことを目的としている（1条）。

少年の保護処分を決する少年事件において、弁護士付添人は、非行事実認定や保護処分の必要性判断が適切に行なわれるべく、少年に寄り添って手続に関与し、家庭や学校、交友関係等、少年を取り巻く環境を調整するなど、少年の立直りを支援する活動を行う。審判を受ける少年には、本来心の拠所であるべき家庭で虐待を受け、あるいは、学校で訴外される等、どこにも居場所を見つけられず、信頼できる大人に出会えぬまま非行に走る者も少なくない。そのような少年を受容・理解したうえで、少年に対して法的・社会的な援助をし、少年の成長・発達を支援する弁護士付添人は、少年法が目的とする「少年の健全育成」にとって極めて重要な存在である。

子どもの権利条約第37条(d)は、「自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有」するとし、また、同条約40条2項(b)も「刑法を犯したと申し立てられたすべての児童は、・・・防御の準備及び申立において弁護士を持つこと」と規定されている。同条約を批准した国には、少年が弁護士付添人の援助を受ける権利を実質化する責務があるというべきである。

- 2 しかし、現在、少年に国選付添人が選任されるのは、一定の重大事件かつ家庭裁判所が裁量によって必要性を認めた例外的な場合に限定されている。

- 3 そのため、平成20年全国統計によれば、観護措置決定により身体拘束された少年11,519人のうち、弁護士付添人が選任された少年は合計4,604人（約40%）であり、うち国選付添人が選任されたのは僅か422人（約3.7%）に留まる。成人の刑事裁判で約98.7%の被告人に弁護士が選任されていることと比較しても、精神的に未成熟な少年への法的援助が著しく不十分といえる。

また、平成21年5月には、被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されたため、捜査段階で国選弁護人から法的援助を受けることができた少年が、家裁送致後になると、上述のとおり、極めて限定された場合を除き、国選付添人からの援助を受けることができない。

少年鑑別所送致は、少年にとっては、時間的・手続的に「少年院送致の危険への接

近」を意味し、不安感を駆り立てるものである。それまで国費による弁護士からの法的援助を受けることができていたにもかかわらず、家裁送致後はこれが保障されないとすれば、少年に疎外感を与えるだけでなく、少年自身が自暴自棄に陥る可能性もある。

- 4 少年は可塑性に富むと言われるが、少年の可塑性が発揮されるためには、ある程度の時間と継続的な働きかけが必要なのであって、家裁送致前後を通じて弁護士・付添人の援助を継続的に受ける必要がある。

よって、当会は国に対し、国選付添人制度の対象事件を少なくとも少年鑑別所に収容された少年の事件全件に拡大するよう少年法の改正を強く求める。

- 5 当会においても、平成22年12月、少年鑑別所に身柄を収容された少年の事件全件に対する付添体制を構築した。

釧路弁護士会の管轄地域は全国最大である。少年審判は、釧路家裁本庁のほか、帯広・北見支部で行なわれるが、少年鑑別所は釧路市にしかなく、帯広・北見支部で観護措置を受けた少年は、それぞれ約120km、160km離れた釧路少年鑑別所に身柄を送致される。そのため、現状では、少年の保護者や支部の弁護士が少年鑑別所において少年と面会するには一日がかりを覚悟する必要がある。当会は、支部所在地にも、早期に少年鑑別所が設置されるよう強く要望する。

国選付添人制度対象事件が、観護措置決定事件全件に拡大された場合、当会会員弁護士は、情熱を胸に、これに対応し、少年の健全育成という少年法の理念達成に資する所存である。

以上より、一刻も早い少年法改正を求めるものである。

2011年（平成23年）2月10日

釧路弁護士会

会長 永井哲男